

名東総合ケアセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人桂名会が開設する名東総合ケアセンター(以下「事業所」と言う。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 科学的介護情報システムの情報をケアマネジメントへ活用し、PDCAサイクルの推奨、質の向上に取り組んでいく。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 名東総合ケアセンター
- (2) 所在地 名古屋市名東区代万町1丁目49番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤) 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、事務業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日月曜～金曜とする。ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容の利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条の規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 三団体ケアプラン策定研究会方式
- (3) サービス担当会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリング結果の記録 毎月、最低月1回

2 次項の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた時点から、片道おおむね10キロメートル未満 500円
- (2) 実施地域を越えた時点から、片道おおむね10キロメートル以上 800円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市名東区(神丘中学校区、牧の池中学校区、高針台中学校区、上社中学校区、藤森中学校区、猪高中学校区、猪子石中学校区)千種区(東星中学校区)日進市(香久山、岩崎台、梅森台)とする。地域によっては要相談

(非常災害対策)

第8条 感染症や災害が発生した際に、事業の継続および早期業務再開ができるよう、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保する。

(業務継続計画の策定等)

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(人権擁護・虐待防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、居宅介護支援のサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第14条 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)に対し、職員の安全及び尊厳を確保するとともに、適切な介護サービスの提供を継続するため、組織として適切に対応するものとする。

2 カスタマーハラスメントに関する具体的な対象行為、相談体制、対応方法その他必要な事項については、別に定める「カスタマーハラスメント対策マニュアル」によるものとする。

3 サービス利用に際してのお願い

- (1) 介護支援専門員の写真や動画を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に介護支援専門員本人の同意を受けてください。
- (2) ハラスメント行為などより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

4 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業所の介護支援専門員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載

(その他運営について留意事項)

第15条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人桂名会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

平成17年2月1日改訂

令和4年5月1日改訂

令和4年11月1日改訂

令和5年10月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和8年10月1日改訂